

権利の健診 利用規約

第2版 2026年10月29日施行

第1章 総則

第1条（目的及び適用）

1. この規約は、弁理士 西山玄一郎（屋号：どんぐり特許商標事務所。以下「当事務所」）が提供する知的財産のウォッチングサービス「権利の健診」（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。
2. この規約は、本サービスに申し込み、当事務所が承諾した事業者（以下「会員」）と当事務所との間の、本サービスに関する一切の関係に適用されます。
3. 本サービスに含まれない業務（出願の代理、拒絶理由への対応、異議申立て、審判、詳細な鑑定書・意見書の作成など）は、別途の委任契約に基づいて行います。
4. 当事務所と会員が個別に合意した条件がこの規約と異なる場合は、その合意した範囲で、個別に合意した条件を優先します。

第2条（定義）

この規約では、次の用語を次の意味で使います。

1. 「監視対象権利」：会員が指定し、当事務所が監視の対象として設定した、日本の商標・意匠・特許の出願または登録。同一の出願とそれに基づく登録は、通して1件と数えます。商標は、指定商品・指定役務の区分の数にかかわらず1件とします。
2. 「競合」：会員が指定し、当事務所が出願の監視の対象として設定した他の事業者。同一の法人または同一の個人事業主を1社と数え、子会社などの別の法人は別の1社と数えます。
3. 「検知」：別紙「検知基準」に従い、特許庁が公開する情報の中から、監視対象権利または競合に関係する案件を抽出すること。
4. 「月次レポート」：検知の結果に当事務所の弁理士の見解を添えて、毎月会員に送る報告書。
5. 「調査利用権」：商標クリアランス調査を追加の料金なしに依頼できる権利。
6. 「月額」：別表に定める各プランの月額の利用料金（税別）。
7. 「契約年度」：利用開始日から12か月の期間、およびその後の12か月ごとの期間。
8. 「営業日」：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、および12月29日から1月3日までを除く日。

第3条（申込みと契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する事業者は、当事務所の定める申込みフォーム（当事務所が別に指定する申込書を含みます）により、この規約（版と日付を示したもの）に同意のうえ、自己の事業のために申し込みます。
2. 申込みにあたっては、次の事項を申告していただきます。
 1. 希望するプランと支払方法（月払いまたは年払い）
 2. 監視対象権利と競合
 3. 事業の内容

4. 現在、他の事業者との間に知的財産に関する紛争がある場合は、その相手方の名称と手続の種類
3. 契約は、当事務所が申込みを承諾する旨の通知が申込者に到達した時に成立します。承諾の通知には、プラン、利用開始日、初回の請求額と支払期日を記載します。申込みフォームの送信後に自動で送られる受付のメールは、承諾の通知ではありません。

第4条（申込みを承諾しない場合）

1. 当事務所は、次のいずれかに当たる場合、申込みを承諾しないことがあります。
 1. 弁理士法その他の法令、または当事務所の他の依頼者との関係により、本サービスの提供が適当でないと当事務所が判断した場合
 2. 申込みの内容に虚偽があった場合
 3. 過去に当事務所との契約に違反したことがある場合
 4. 申込者が第21条第1項に定める反社会的勢力に当たる場合、またはそのおそれがある場合
 5. その他、当事務所が不適当と判断した場合
2. 申込みを承諾しない場合、当事務所は、遅滞なくその旨を通知します。ただし、理由を開示する義務は負いません。

第2章 サービス内容

第5条（サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、会員が選んだプランに応じて、別表に定めるとおりとします。検知の対象、情報源、方法と、検知の対象としないものは、別紙「検知基準」に定めます。
2. 当事務所は、別表に定める内容を減らさず、かつ別紙「検知基準」の範囲を狭めない範囲で、検知の方法や月次レポートの様式を改善のために変更することがあります。検知基準の範囲を狭める変更は、第23条によります。

第6条（監視対象権利と競合の設定）

1. 監視対象権利は、会員（会員が法人の場合は、その代表者個人を含みます）が出願人または権利者（共有の場合を含みます）であるものに限りします。
2. 監視対象権利と競合は、別表に定める件数・社数の範囲で設定できます。上限を超えて設定する場合は、上位のプランへの変更が必要です。プレミアムプランの上限を超える場合は、個別に協議します。
3. 設定内容の変更（差替え）は、1暦月につき1回、まとめて申し出ることができます。変更は、申出を受けた月の翌月1日から反映します。
4. 当事務所は、利用開始日までに監視対象権利と競合の設定を行い、その内容を会員に確認していただきます。
5. 当事務所は、他の依頼者との関係その他の事情により、特定の事業者を競合として設定できない場合があります。この場合、当事務所は理由を開示せず、会員に別の事業者の指定をお願いします。契約期間中に、設定済みの競合を監視できなくなった場合も同様とします。
6. 前項の場合に、別の事業者の指定によっても契約の目的を達成できないときは、会員は、第14条の予告期間と最低契約期間にかかわらず、申出が当事務所に到達した日の属する月の末日をもって、追加の負担なく契約を終了できます。

第7条（月次レポートと見解）

1. 当事務所は、前月の末日までに検知した案件を前月分としてまとめ、弁理士が確認したうえで、毎月10日までに、月次レポートとしてPDFファイルを添付した電子メールで会員に送ります。
2. 月次レポートの見解は、別紙「検知基準」に定める範囲の公開情報を基礎として、当事務所の弁理士が作成または確認した簡易な所見です。追加の調査、証拠の精査または詳細な検討を伴う鑑定書・意見書の作成は含みません。
3. 検知は、特許庁が公開した情報の範囲で行います。公開前の出願、秘密意匠の秘密期間中の意匠その他公開されていない情報は、検知の対象になりません。意匠の被引用は、他人の意匠が登録され、その情報が公開された後に検知するものであり、審査の途中で検知するものではありません。特許については、他の出願の審査における引用と、競合の出願に限って検知し、類似する技術の検知や、他人の特許に対する侵害予防調査は行いません。
4. 月次レポートで報告する案件に、異議申立てその他の手続の期限があるときは、当事務所が把握できた範囲で、その期限を記載します。本サービスの報告は月次レポートで行い、案件ごとの個別の通知は原則として行いません。ただし、会員が対応を検討する必要があり、次の月次レポートでは期限に間に合わないおそれがある案件を当事務所が認識したときは、その旨をお知らせします。本サービスには、会員の手続の期限管理と手続の代理は含まれません。
5. 本サービスで検知した案件への対応（異議申立て、情報提供、警告への対応、出願など）は、会員からのご依頼により、別途の委任契約に基づいてお受けします。
6. 月次レポートのうち当事務所が作成した部分の著作権は、当事務所に帰属します。会員は、自らの事業上の検討と権利の保護のために月次レポートを利用でき、法令上または契約上の秘密保持義務を負う外部の専門家（弁護士、弁理士、税理士など）に、必要な範囲で共有できます。契約の終了後も、受け取った月次レポートについて同様とします。

第8条（商標クリアランス調査の利用権）

1. 調査利用権は、次のとおり付与します。
 1. スタンダードプラン（月払い）：利用開始日に1件、その後2か月ごとの応当日に1件
 2. プレミアムプラン（月払い）：毎月1日に1件
 3. 年払い：利用開始日と各更新日に、1年分（スタンダードプランは6件、プレミアムプランは12件）をまとめて付与
2. 調査利用権の有効期限は、付与日の12か月後の応当日の前日までとします。期限を過ぎたものは消滅し、払戻しは行いません。契約の更新だけでは消滅しません。
3. 契約が終了したときは、未使用の調査利用権は消滅し、払戻しは行いません。ただし、契約の終了日までに当事務所が受け付けた調査は、契約の終了後も実施して報告します。また、当事務所の責めに帰すべき事由により契約が終了した場合は、未使用の調査利用権を、契約の終了日から3か月間に限り使うことができます。
4. 調査の納期は、調査に必要な情報がそろい、利益相反の確認を終えて当事務所が受け付けた日の翌営業日から、10営業日以内とします。複数件をまとめて依頼された場合は、受付時に個別の納期をお知らせします。
5. 調査の範囲と報告の形式は、当事務所が単品で提供する商標クリアランス調査と同じとします。1件は、日本国内における1つの商標についての調査とし、区分の数は問いません。

第9条（相談）

1. スタンダードプラン以上の会員は、電子メールまたは当事務所の指定するチャットで、知的財産に関する相談のうち、弁理士が弁理士法の定めにより行うことができるものを行うことができます。
2. 相談の範囲は、その場の回答で完結するものとします。調査、書面の作成、手続の代理を伴うものは、別途お見積もりします。
3. 既に生じた紛争における損害賠償の請求、交渉および和解その他、弁理士の業務の範囲を超える事項は、相談の対象外とします。警告書を受け取った場合などの相談は、権利の内容に関する専門的な検討に限ってお受けし、範囲を超える事項については、弁護士へのご相談をお勧めすることがあります。
4. 回答は、原則として相談の受付から3営業日以内に行います。
5. プレミアムプランの会員は、第1項の相談に加え、月に1回、オンライン面談または電話での相談（1回30分を目安とします）を利用できます。利用しなかった月の分は繰り越しません。

第9条の2（契約書の知的財産条項の確認）

1. プレミアムプランの会員は、契約年度ごとに3件まで、締結前の契約書の案のうち、特許・実用新案・意匠・商標・著作物に関する権利、技術上の秘密または技術上のデータの帰属、移転、許諾、利用の条件と、これらに直接関連する条項について、弁理士法第4条第3項第1号に定める相談として確認を受けることができます。
2. 1件は、同一の取引に関する契約書の案1通と、その修正の確認1回までとします。
3. 契約書全体の審査、知的財産と関係のない一般の条項（支払い、検収、労務、競業禁止、解除、管轄など）、締結後の契約の解釈、紛争が生じた後の和解契約、その他弁理士の業務の範囲を超える事項は、対象外とします。一般の条項と切り離して適切に確認できない場合は、当事務所はその旨をお伝えし、弁護士による確認をお勧めすることがあります。

第10条（利益相反）

1. 当事務所は、弁理士法第31条その他の法令等により業務を行うことができない事件については、会員の同意があっても業務を行いません。
2. 前項に当たらない場合でも、他の依頼者から、会員の監視対象権利に対する異議申立て、審判請求その他会員と対立する手続の依頼を受けるときは、あらかじめ会員の同意を得ます。
3. 検知した案件が次のいずれかに当たるときは、当事務所は、その案件を月次レポートで報告せず、その案件に関する見解の提供、相談その他の業務も行いません。この場合、当事務所は、個別の案件について報告を控えたことやその理由をお知らせしないことがあります。
 1. 案件の出願人または権利者が、当事務所の依頼者（過去に当事務所が出願その他の手続を代理した者を含みます）であるとき
 2. 当事務所が代理している出願その他当事務所が受任している事件に関するものであるとき
4. 前項の場合を除き、当事務所は、会員と対立しない範囲で、他の依頼者の出願の代理その他の業務を行います。
5. 第3項の制限により、本サービスの主要な部分を提供できず、契約の目的を達成できないときは、会員は、第14条の予告期間と最低契約期間にかかわらず、追加の負担なく契約を終了できます。この場合、当事務所は、未提供の月の前払いの利用料金を返金します。
6. この規約への同意は、個別の事件における利益相反についての同意とはみなしません。

第11条（会員の協力）

会員は、監視対象権利の権利者の変更、事業の変更、第3条第2項第4号の紛争の発生など、本サービスの提供に影響する事情が生じたときは、速やかに当事務所に知らせるものとします。

第3章 料金と契約期間

第12条（利用料金と支払い）

1. 利用料金は別表のとおりとし、会員は、これに消費税等を加えた額を支払います。支払いは月払いまたは年払いから選べます。年払いの年額は、月額10か月分とします。
2. 利用料金は前払いとし、当事務所の指定する方法（現在は銀行振込）により、次の期日までに支払います。振込手数料は会員の負担とします。
 1. 初回：利用開始日の前日（承諾の通知で別の期日を指定した場合は、その日）
 2. 月払いの2回目以降：利用する月の前月末日
 3. 年払いの更新：更新日の前日
 4. プラン変更による差額：請求書で指定する日
3. 利用料金は、毎月1日から末日までを1か月として計算します。
4. 初月無料の期間は設けません。
5. 利用料金は、本サービスとして当事務所が弁理士として行う業務の対価です。
6. 当事務所は、請求書を電子メールで送ります。初回の請求書は承諾の通知とともに、月払いの2回目以降の請求書は利用する月の前月15日までに、年払いの更新の請求書は更新日の属する月の前月15日までに送ります。

第13条（契約期間）

1. 利用開始日は、契約が成立した日の属する月の翌月1日とします。
2. 最低契約期間は、利用開始月から3か月とします。
3. 月払いの契約は、第14条の申出がない限り、1か月ごとに自動で更新します。年払いの契約は、1年ごとに自動で更新します。当事務所は、年払いの会員に、第14条第3項の申出の期限の1か月前までに、更新日、更新後の料金と申出の期限をお知らせします。
4. 初回の利用料金が支払期日までに支払われないときは、当事務所は、相当の期間を定めて支払いを催告し、その期間内に支払いがないときは、契約を解除できます。

第14条（解約と、更新しない旨の申出）

1. 月払いの会員は、契約を終了させたい月の前月末日までに、当事務所の定める方法で解約を申し出ることにより、その終了させたい月の末日をもって契約を終了できます（例：11月30日で終了させたい場合は、10月31日までに申し出ます）。
2. 最低契約期間中も、前項の申出ができます。ただし、終了日は、最低契約期間の末日より前にはできません。会員が最低契約期間の末日より前に契約を終了させることを求める場合も、当事務所は最低契約期間の末日まで本サービスを提供し、会員はその日までの利用料金を支払います。
3. 年払いの会員は、契約期間の満了日の属する月の前月末日までに、更新しない旨を申し出ることにより、満了日をもって契約を終了できます。この申出の後、満了日まで本サービスと有効な調査利用権を利用でき

ます。会員の都合により年払いの契約期間の途中で契約を終了させる場合、支払済みの料金は返金しません。

4. 当事務所の責めに帰すべき事由、当事務所の弁理士の病気その他やむを得ない事由、または法令上の業務の制限（第10条、第22条第3項）により契約が終了する場合は、前2項の料金の負担と返金しない旨の定めを適用せず、当事務所は、未提供の月の前払いの利用料金を返金します。年払いの場合の月額、年額の12分の1として計算します。
5. 未使用の調査利用権の扱いは、第8条第3項によります。

第15条（プランの変更）

1. 第4項の場合を除き、プランの変更は、上位・下位とも、申出を受けた月の翌月1日から適用します。
2. 下位のプランへの変更で、変更後のプランの上限を超える監視対象権利と競合は、会員が選んだものを残して設定を解除します。付与済みの調査利用権は、第8条第2項と第3項に従って利用できます。
3. 年払いの契約期間中に上位のプランへ変更する場合、会員は、変更前後の年額の差額に、残り月数（変更を適用する月から契約期間の満了月までの月数）を掛け、12で割った金額（円未満切捨て）を支払います。調査利用権は、変更前後の年間の付与件数の差に残り月数を掛け、12で割った件数（1件未満切上げ）を追加で付与します。
4. 年払いの契約期間中の下位のプランへの変更は、次回の更新日から適用します。
5. 契約年度の途中でプレミアムプランに変更した場合、その契約年度の契約書の確認（第9条の2）の件数は、3件に残り月数を掛け12で割った件数（1件未満切上げ）とし、知的財産の棚卸し面談は、その契約年度に1回とします。

第16条（利用料金の改定）

1. 当事務所は、物価や人件費の変動、サービス内容の変更その他の事情により利用料金を改定する必要があるときは、第23条第1項の要件を満たす場合に限り、同条に定める手続により改定します。
2. 改定する場合は、改定する旨、改定後の別表、適用開始日と改定の理由を、適用開始日の3か月前までに、第23条第2項と同じ方法で周知します。
3. 年払いの会員には、支払済みの契約期間中は改定前の料金を適用し、次回の更新から改定後の料金を適用します。
4. 改定に同意できない月払いの会員は、最低契約期間中であっても、適用開始日の前日までに申し出るにより、適用開始日の前日をもって、追加の負担なく契約を終了できます。この場合、第14条第1項の予告期間は適用しません。年払いの会員は、第14条第3項により、更新しないことができます。

第4章 免責その他

第17条（データ提供の停止等）

1. 本サービスは、特許庁が提供するデータ（特許情報標準データ等の一括ダウンロードデータ、特許情報取得API等）を利用しています。
2. これらのデータの提供の停止、遅延、仕様の変更、誤りその他当事務所の責めに帰すべきでない事由により、検知や月次レポートの全部または一部が遅れ、または提供できない場合があります。当事務所は、このような事態を認識したときは、会員に影響をお知らせし、合理的な範囲で、代替りの方法による取得や後日の補完に努めます。当事務所の取得、処理または報告の過失による場合は、第18条によります。

3. 前項の事由により、ある月の月次レポートを送れなかった場合、または月次レポートの主要な部分を提供できなかった場合、当事務所は、その月の利用料金の全部または提供できなかった程度に応じた一部を、返金するか、会員の同意を得て次月以降の利用料金に充当します。年払いの場合の月額は、年額の12分の1とします。
4. 第2項の事由、または当事務所の弁理士の病気その他やむを得ない事由により、本サービスの主要な部分を提供できない状態が2か月以上続いたときは、会員は、第14条の予告期間と最低契約期間にかかわらず、追加の負担なく契約を終了できます。この場合、当事務所は、未提供の月の前払いの利用料金を返金します。

第18条（免責と損害賠償の上限）

1. 当事務所は、別紙「検知基準」に従い、弁理士として通常求められる注意をもって検知と報告を行います。検知は検知基準による抽出であり、当事務所は、関係するすべての案件を漏れなく検知することを保証しません。検知基準の範囲外の案件を検知しなかったことは、当事務所の義務の違反にはなりません。
2. 月次レポートの見解を踏まえた最終的な判断と行動は、会員が行うものとします。ただし、このことは、当事務所自身の義務の違反による責任を免除するものではありません。
3. 当事務所の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合、当事務所は、債務不履行、不法行為その他請求の原因を問わず、賠償の原因となった事由が生じた時に会員が契約していたプランの月額の3か月分を上限として賠償します。年払いの会員も、月額で計算します。同一の原因による一連の損害には、まとめて1つの上限を適用します。月次レポートに関するものは、その月次レポートの送付予定日に事由が生じたものとみなします。この上限は、本サービスに含まれる調査、相談および契約書の確認にも適用し、契約の終了後も適用します。
4. 当事務所は、会員の逸失利益、信用の毀損による損害、および特別の事情によって生じた損害（その事情の予見可能性を問いません）は賠償しません。ただし、代わりの手段をとるために会員が支出を余儀なくされた費用の増加分（例えば、異議申立ての期間を過ぎたために無効審判を請求することになった場合の、手続の費用の差額）は、前項の上限の範囲で賠償します。
5. 当事務所に故意または重大な過失がある場合は、前2項を適用しません。
6. 第10条、第14条、第17条および第22条による返金は、第3項の上限に含めません。

第19条（秘密保持）

1. 当事務所は、弁理士法の守秘義務に従い、本サービスに関して知り得た会員と第三者の秘密を、正当な理由なく開示せず、また自己または第三者のために利用しません。会員が競合を指定した事実、指定した事業者の名称、それに関連する事業上の関心も、この秘密に含まれます。
2. 当事務所は、本サービスの提供に必要な範囲で、外部の事業者（クラウドサービス、電子メールサービスなど）に情報の処理を委託することがあります。この場合、当事務所は、委託先について、目的外の利用の禁止、秘密保持、安全管理を確認し、必要かつ適切な監督を行います。
3. 当事務所は、本サービスの提供に必要な範囲で、会員の情報を生成AIのサービスで扱うことがあります。この場合、入力した情報がその事業者の学習に使われない条件のサービスに限って使い、生成AIの出力は、弁理士が確認したうえで利用します。
4. 会員は、前2項の委託と利用に同意します。
5. 当事務所は、法令に基づく場合、会員の同意がある場合その他正当な理由がある場合は、第1項の秘密を開示することがあります。
6. この条の義務は、契約の終了後も存続します。

第19条の2（個人情報）

1. 当事務所は、会員の担当者等の個人情報と、本サービスで扱う第三者（出願人等）の個人情報を、当事務所のプライバシーポリシーに従って扱います。
2. 会員は、当事務所に提供する個人情報を、適法に取得したうえで提供するものとします。
3. 会員は、月次レポートに含まれる第三者の個人情報を、本サービスの目的の範囲でのみ利用します。
4. 当事務所は、会員に関係する個人情報の漏えい等が生じたときは、法令に従って報告と本人への通知を行い、会員に速やかにお知らせします。

第20条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはなりません。

1. 月次レポートを、第7条第6項で認める範囲を超えて第三者に配布し、または公開すること
2. 本サービスを、第三者に対して同種のサービスを提供する目的で利用すること
3. 虚偽の情報を申告すること
4. その他、法令またはこの規約に違反する行為

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己とその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」）に当たらないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても当たらないことを確約します。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力、風説の流布・偽計・威力を用いた信用の毀損または業務の妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
3. 会員が前2項に違反した場合、当事務所は、催告なく契約を解除できます。この場合、当事務所は、解除により会員に生じた損害を賠償しません。

第22条（当事務所による解除）

1. 当事務所は、会員が次のいずれかに当たる場合、相当の期間を定めて是正を催告し、その期間内に是正されないときは、契約を解除できます。
 1. 利用料金の支払いを遅滞したとき
 2. 第20条に違反したとき
 3. その他、この規約に違反したとき
2. 当事務所は、会員が第21条に違反した場合のほか、月次レポートの不正な利用その他の重大な違反により契約の継続が困難になったときは、催告なく契約を解除できます。
3. 弁理士法の規定により本サービスの提供を続けられなくなった場合、または当事務所の弁理士が死亡し、もしくは業務を続けられなくなった場合、契約は終了し、または当事務所は契約を解除できます。この場合、未提供の月の前払いの利用料金を返金し、会員の求めに応じて、適法に可能な範囲で引継ぎに協力します。当事務所の責めに帰すべき事由による場合は、第18条による責任を妨げません。
4. 第1項または第2項により契約を解除した場合でも、当事務所は、解除日の属する月の翌月以降の分の前払いの利用料金を返金します。ただし、当事務所に生じた損害の賠償に充てることができます。

第23条（規約の変更）

- 当事務所は、次のいずれかに当たる場合に限り、民法第548条の4に基づき、この規約（別表と別紙を含みます）を変更できます。
 - 変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - 変更が契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 変更する場合は、変更する旨、変更後の内容と効力発生日を、効力発生日の1か月前（利用料金の改定は3か月前）までに、当事務所のウェブサイトへの掲載と、会員が登録した電子メールアドレスへの通知により周知します。
- 会員に不利益な変更をする場合、変更に同意できない会員は、効力発生日の前日までに申し出ることにより、最低契約期間中であっても、効力発生日の前日をもって、追加の負担なく契約を終了できます。この場合、当事務所は、年払いの会員に未提供の月の前払いの利用料金を返金します。
- 第1項の要件を満たさない変更は、会員の個別の同意を得た場合に限り行います。

第24条（通知）

- 当事務所から会員への通知は、会員が登録した電子メールアドレスへの送信その他当事務所が適当と認める方法で行います。
- 会員から当事務所への通知（解約と更新しない旨の申出を含みます）は、当事務所の指定する電子メールアドレスまたはフォームで行います。
- 通知は、相手方に到達した時に効力を生じます。ただし、会員が登録事項の変更を届け出なかったために当事務所からの通知が到達しなかった場合は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。
- 会員は、電子メールアドレスその他の登録事項に変更があったときは、速やかに当事務所に届け出ます。

第25条（権利義務の譲渡の禁止）

会員は、当事務所の書面（電磁的記録を含みます）による承諾なく、この契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第26条（契約の終了後の扱い）

- 契約の終了後も、第7条第6項、第8条第3項ただし書、第10条第5項、第14条第4項、第17条第3項・第4項、第18条、第19条、第19条の2、第22条第3項・第4項、この条、第27条および第28条は、なお効力を有します。
- 当事務所は、契約の終了後、会員の情報を、法令への対応、料金の精算、紛争への対応その他正当な目的に必要な範囲と期間に限り保存し、不要になった情報は適切に消去します。

第27条（分離可能性）

この規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行できないと判断された場合でも、残りの部分は引き続き効力を有します。

第28条（準拠法と管轄）

この規約は日本法に準拠します。本サービスに関する紛争（不法行為に基づく請求を含みます）については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 プラン内容

項目	ベーシック	スタンダード	プレミアム
月額（税別）	20,000円	50,000円	100,000円
年額（税別・月額の10か月分）	200,000円	500,000円	1,000,000円
監視対象権利	2件まで	10件まで	30件まで
類似商標・類似意匠の検知、被引用の検知（商標・意匠・特許）	●	●	●
競合の出願の検知	1社	5社	10社
月次レポート（弁理士の見解付き）	●	●	●
補助金・制度改正のお知らせ	—	●	●
商標クリアランス調査の利用権	—	2か月ごとに1件（年6件）	毎月1件（年12件）
メール・チャットでの相談	—	●	●
オンライン面談・電話での相談	—	—	月1回（30分を目安）
契約書の知的財産条項の確認（締結前の契約案）	—	—	契約年度ごとに3件
知的財産の棚卸し面談	—	—	契約年度ごとに1回
出願手数料の割引	—	—	10%

- ・ 検知の具体的な内容は、別紙「検知基準」のとおりです。
- ・ 補助金・制度改正のお知らせは、当事務所が選んだ情報を月次レポートでお知らせするもので、網羅することとを保証するものではありません。
- ・ 知的財産の棚卸し面談は、第9条第5項の面談・電話とは別に行います。
- ・ 出願手数料の割引の対象は、プレミアムプランの契約期間中に別途の委任契約で受任した、日本国内の出願（特許・実用新案・意匠・商標）の当事務所の出願手数料です。特許庁に納める印紙代その他の実費、翻訳料、中間処理などの出願以外の手数料は対象外です。

別紙 検知基準

1. 共通事項

1. 情報源：特許庁が提供する特許情報標準データ等の一括ダウンロードデータと、特許情報取得APIです。外国の特許庁の情報は使いません。
2. 対象：日本の特許庁における出願・登録です。外国の出願・登録は対象外です。

3. 取込みの頻度：特許庁がデータを公開する周期（現在は週1回）に合わせて取り込みます。検知できるのは、特許庁がデータを公開し、当事務所が取得した後です。
4. 対象期間：利用開始日以降に当事務所が取得した情報を対象とします。利用開始日より前の情報は、無料診断その他の別途の調査の対象です。
5. 確認：抽出した候補は、弁理士が確認し、「要対応」「要注意」「参考」に分けて報告します。抽出の細かい条件（点数のしきい値など）は、当事務所が定めます。
6. 特許情報取得APIには1日の利用回数の上限があるため、候補が多い場合は、検知が次回以降の取込みに回ることがあります。

2. 商標の被引用

他人の商標登録出願に対して、特許庁が先行する商標を引用する拒絶理由（商標法第4条第1項第11号など）を通知した場合に、引用された商標が監視対象権利であるものを検知します。拒絶理由通知の発送の記録から該当する通知を抽出し、監視対象権利と類似群コードが重なるものについて、通知書の本文から引用された登録番号・出願番号を照合します。

3. 意匠の被引用

他人の意匠登録出願が登録された場合に、その審査で参考にされた文献として、監視対象権利（日本の登録意匠）が記録されていたものを検知します。

- ・ 審査の途中では検知できません。他人の意匠が登録され、特許庁がその情報を公開した後に検知します。
- ・ 秘密意匠は、秘密期間が終わるまで検知できません。
- ・ 平成10年改正前の旧法による類似意匠の番号との一致は、検知の対象外です。

4. 特許の被引用

他人の特許出願の審査で、監視対象権利（特許の公開番号・登録番号）が引用文献として記録された場合に検知します。

5. 類似商標

公開された他人の商標登録出願のうち、監視対象権利と類似群コードが重なり、かつ称呼（読み）が近いと当事務所の基準で判断したものを検知します。

- ・ 称呼を基準に抽出するため、図形のみからなる商標や、図形部分の類似は、当面、検知の対象外です。
- ・ 検知できるのは、出願の公開後です。

6. 類似意匠

公開された他人の登録意匠のうち、監視対象権利と日本意匠分類の小分類が共通するもの（物品の名称で補います）を抽出し、弁理士が確認します。図面の画像による類似の判定は、当事務所が画像を取得できる範囲で行います。

- ・ 意匠は登録後に公開されるため、検知できるのは登録の公開後です。
- ・ 秘密意匠は、秘密期間が終わるまで検知できません。

7. 競合の出願

会員が指定した競合を出願人とする、特許・意匠・商標の新しい出願・登録で、公開されたものを検知します。

- 出願人の特定は、特許庁の申請人コードによります。名称の変更や表記の揺れは当事務所で確認しますが、子会社などの別の法人は、別の1社として指定していただく必要があります。
- 申請人コードを持たない出願人（外国の出願人、国際登録の名義人など）は、検知できないことがあります。
- 特許は出願公開（原則として出願から1年6か月後）以降、意匠は登録の公開後、商標は出願の公開後に検知します。

8. 検知の対象としないもの

- 外国の出願・登録、公開前の情報
- 他人の特許の権利範囲と会員の事業との関係（侵害予防調査）、類似する技術
- 通信販売サイト、SNS、ドメイン名などでの使用の状況
- 審判の請求の通知
- 第10条第3項により報告を控える案件（当事務所の依頼者の出願・登録を含みます）

弁理士 西山玄一郎（どんぐり特許商標事務所）

所在地：兵庫県宝塚市野上1-2-2-303

連絡先：watching@donguri-patent.com